

2023年6月23日

各位

会社名 コンドーテック株式会社
代表者 代表取締役社長 近藤 勝彦
(コード番号 7438 東証プライム市場)
問合せ先 専務取締役管理本部長 矢田 裕之
(Tel (06) 6582-8441)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2023年7月14日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 38,600株
(3) 処分価額	1株につき1,132円
(4) 処分総額	43,695,200円
(5) 割当予定先	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く） 8名 33,800株 当社執行役員1名 1,200株 当社顧問2名 3,600株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券 通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

2021年5月13日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）及び執行役員（以下、「対象執行役員」といい、総称して「対象取締役等」といいます。）が当社株式を所有することで株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、2021年5月13日の取締役会で決議しております。

また、2021年6月22日開催の第69回定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対し、既存の金銭報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、年額120百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年間最大73,800株とすること、及び譲渡制限期間を、本譲渡制限付株式の払込期日から任期満了等による退任又は退職等する時までの間とすることにつき、承認をいただいております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役 8 名に対し金銭報酬債権合計 38,261,600 円、対象執行役員 1 名及び対象顧問 2 名（以下、対象取締役、対象執行役員及び対象顧問を総称して「対象取締役等」といいます。）に対し金銭債権合計 5,433,600 円（以下、本金銭報酬債権及び本金銭債権を総称して「本金銭報酬債権等」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき対象取締役等 11 名が当社に対する本金銭報酬債権等の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 38,600 株を処分することを決議いたしました。

なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位を退任等する日までとしております。

＜本割当契約の概要＞

当社は、対象取締役等との間で個別に本割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

2023 年 7 月 14 日から対象取締役等が任期満了等により退任・退職等するまで

対象取締役等は、上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

（２）譲渡制限の解除条件

対象取締役等が本譲渡制限期間中、継続して当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、対象取締役等が、当社の取締役会が定める役務提供予定期間（以下、「役務提供予定期間」といいます。）が満了する前に、当社の取締役会が正当と認める理由により上記の地位を退任・退職した場合又は死亡により退任・退職した場合、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役等が退任・退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合は、1 とします。）に、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除します。

なお、当社が必要と判断した場合は、株主総会決議で許容される範囲内において、譲渡制限を解除する時期及び本割当株式数を変更することがあります。

（３）無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

（４）組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供予定期間の開始日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を 12 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とします。）に、組織再編等承認日において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合

には、これを切り捨てます。)の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除します。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

対象取締役等は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものとします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日(2023年6月22日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,132円としております。これは、当社取締役会の決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上